

汚染土（除去土壌）「再利用」を止めよう 署名活動にご協力を



測定随時受付中

ちくりん舎は、行政から独立して放射能汚染を監視・測定、情報発信する市民団体・個人の共同ラボです

市民放射能監視センター
[共同ラボ・事務所]
〒190-0181 東京都西多摩郡日の出町大久野 7444

電話・FAX
042-519-9378

メール
lab.chikurin@gmail.com

HP
<http://chikurin.org/wp/>

目次

- 福島県の汚染土（除去土壌）再利用を止めよう署名活動にご協力を ……1
- Q&A リーフレットが出来ました ……2
- やはり玉造クリーンセンターからセシウム粉塵は漏れていた ……3
- 大崎放射能ごみ焼却住民訴訟が控訴審第一回法廷で結審 ……4
- ちくりん舎の測定データから ……7

環境省は福島県内の除染で生じた膨大な汚染土（環境省は「除去土壌」と呼んでいます）を、「貴重な資源」として道路、堤防などの盛土や農地として全国での再利用を計画しています。環境省の「中間貯蔵施設における除去土壌等の減容化技術等検討ワーキンググループ」によれば、2024~25年度を「国民の理解醸成」期間と位置づけ、26年度から一気に8000Bq/kg以下の汚染土を、全国各地の公共事業などで再利用することを目論んでいます。汚染水の海洋放出とともに、まさに放射能の全国へのばらまきを行おうとしています。

そもそも、放射能による汚染物質は集中して管理、保管が原則です。

—法律で決められている放射性物質として扱わない再利用可能な基準は100Bq/kgです。なぜ、こんなことがゆるされるのでしょうか？

—覆土をするから住民の被ばくは年間1ミリシーベルト以下に抑えられるといいますが、頻発する台風や豪雨、地震などによる土砂崩れで流出したらどうやって回収するのでしょうか。

—8000Bq/kgがリサイクル基準である100Bq/kgまで減衰するのに、190年かかると言われます。そんな長い期間、誰が責任をもって管理するのでしょうか。

いろいろな疑問がわきます。

環境省は、2024年1月30日に「除去土壌の再生利用等に関する国際原子力機関（IAEA）専門家会合（第3回）」を開きました。IAEA（国際原子力機関）の専門家を呼んで「お墨付き」もらうためでしょう。この会合は非公開で行われました。汚染水の海洋放出の時と同じやり方です。

ちくりん舎を含む5団体が呼びかけて「国際原子力機関（IAEA）専門家会合（第3回）公開を求める要望書」を2月1日に環境大臣宛てに提出しました。しかし環境省からは誠実な対応はありませんでした。

2月17日からは、同じ5団体を中心となり「放射能をバラまく汚染土「再利用」に反対！」の署名活動を始めました。署名へのご協力をよろしくお願ひします。（第1次集約は1月30日ですが、その後も継続します）。署名はChange.org「放射能をバラまく汚染土「再利用」に反対！」で検索してください。右側のQRコードからも可能です。



汚染土「再利用」するな！ Q&A リーフレットが出来ました

汚染土再利用の問題についてはまだまだ、よく知られていません。そこで、先の署名運動を開始した団体が共同でQ&A リーフレットを作成しました。A5版4ページで問題点を分かり易く解説しています。運動を広げるために是非、活用してください。Q&A リーフレットの配布にご協力をお願いします。ちくりん舎に連絡いただければ、お送りします。最低30枚からでお願いいたします。300部以上はご相談の上。お申込みは lab.chikurin@gmail.com へ。ご氏名、ご送付先住所、ご連絡先お電話、必要枚数を明記してください。ご意見ご感想もお待ちしております。

【カンパをお願いします】

チラシ制作・発送のほか、活動を継続していくためカンパをお願いします（必須ではありませんが送料実費+プラスアルファ程度で）。

- ゆうちょ銀行からの振替の場合
口座記号番号 00230-9-136053 / 口座名称 (漢字) 放射能測定プロジェクト
口座名称 (カナ) ホウシャノウソクテイプロジェクト
通信欄に「汚染土カンパ」とご記入ください。
- 他の金融機関からの振込の場合
銀行名 ゆうちょ銀行 / 金融機関コード 9900 / 店番 029 / 預金種目 当座
店名 ○二九店 (ゼロニキユウ店) / 口座番号 0136053
お振込み後、e-mail にてお知らせください。



あなたにも考えて欲しい！放射能汚染土の再利用

2011年3月11日の東日本大震災直後の東京電力福島第一原子力発電所事故により、2011年3月11日以降に放出されたセシウムなどの放射性物質に汚染された土は、福島第一原発に隣接する「中間貯蔵施設」に運び込まれました。この放射性汚染土のうち8000Bq/kg以下の放射性物質に運び込まれ、道路の塵土などとして全国にばらまかれるものが、汚染土再利用です。環境省は「廃止土壌の再生利用」と呼んでいます。

Q1 放射能汚染土の再利用って何ですか？
A1 福島第一原発事故により、2011年3月11日以降に放出されたセシウムなどの放射性物質に汚染された土は、福島第一原発に隣接する「中間貯蔵施設」に運び込まれました。この放射性汚染土のうち8000Bq/kg以下の放射性物質に運び込まれ、道路の塵土などとして全国にばらまかれるものが、汚染土再利用です。環境省は「廃止土壌の再生利用」と呼んでいます。

Q2 せっかくなにか所に集めた放射能汚染土をなぜ全国に移動させるのですか？
A2 政府は「中間貯蔵施設」にある汚染土を2045年3月までに福島県外で処分するため、その前に汚染土の量を少しでも減らすこととして、廃止土壌の再生利用を推進しています。廃止土壌の再生利用は、廃止土壌の再生利用（再利用）の費用は未定です。除染で大規模な土壌汚染が広がっています。

Q3 なぜ8,000Bq/kg以下なのですか？
A3 放射性セシウムの濃度100Bq/kg (10μSv/年) 以下が放射性物質として扱う必要がない濃度です。一方、8000Bq/kgは福島原発事故で発生した汚染物の緊急時の特別措置として新たに設定されたものです。100と8000、まさにダブルスタンダード（二重基準）です。

Q4 具体的にどのように使おうとしているのですか？
A4 道路や防犯灯などの土木工事の塵土、商業施設周辺の塵土、雑草等に使用していますが、さらに農地にも使う方針を出し、ばらまかれれば自然にばらまかれます。特に子どもや幼児は影響が大きくなります。知らずに思い込んで放射能の微粒子（セシウム・ストロンチウム・プルトニウム等）が長期継続汚染にどまり、深刻な影響を及ぼす可能性があります。体内にとりこまなくても放射性物質の近くにいるだけで量は減り続けます。

Q5 放射性物質は有害でも有害でも、人や生物の、環境全体に大きな影響を与えます。特に子どもや幼児は影響が大きくなります。知らずに思い込んで放射能の微粒子（セシウム・ストロンチウム・プルトニウム等）が長期継続汚染にどまり、深刻な影響を及ぼす可能性があります。体内にとりこまなくても放射性物質の近くにいるだけで量は減り続けます。

Q6 8,000Bq/kgの放射能が100Bq/kgまで減らすのはどのくらいの間隔がかりですか？
A6 放射能を管理主体や責任体制が明確となっていない公共事業等に限定する。利用先を管理主体や責任体制が明確となっていない公共事業等に限定する。放射性物質の半減期は70年とされています。

Q7 大きな災害が起きた時にどう対応するのでしょうか？
A7 被災地でも放射能汚染土がばらまかれる可能性があります。環境省は汚染土の再利用を推進する旨を自治体や農地の所有者に責任転嫁される可能性が高いです。一部被害を受けるのは仕方のないです。

Q8 県外での実施事業はどうなっていますか？
A8 福島県内では二本柳町、県外では所沢市、新潟県では放射能汚染土の再利用を推進する旨を自治体や農地の所有者に責任転嫁される可能性が高いです。一部被害を受けるのは仕方のないです。

Q9 では、どうしたらいいのでしょうか？
A9 放射能汚染土は放射能が減少するまで、集中管理するのが原則です。一方所にばらまかれた汚染土をどう処分するのが一般安全のため重要に議論されています。環境省が決めた処分方法を一方的に押しつけるのではなく、議論をしながら進めたいです。その際、住民に対して正確で十分な情報が提供されるのが前提です。

除染情報サイトでは以下のように説明されています
http://josen.nerv.go.jp/about/method_necessity/decontamination.html

環境中の放射性物質によるばけは総量を下げること
【取り除く】 【選る】 【遠ざける】
微量でも放射能は有害です。放射能汚染土があなたのそばに来ないように、一緒に声を挙げましょう。

オンライン署名にもご協力をお願いします
「放射能をばらまく汚染土「再利用」に反対!」
<https://xrd/2E6Kx>

連絡先:放射能拒絶に反対する会 stopshokyakuf@yahoo.co.jp

Q&A リーフレットのイメージ
A4 二つ折り 4p

やはり玉造クリーンセンターからセシウム粉塵は漏れていた 稼働停止後のリネン調査結果で確認

宮城県大崎市での放射能汚染ごみ一斉焼却住民訴訟に対して、ちくりん舎ではこれまでも、様々な調査を通じて、焼却炉からのセシウム粉塵漏れを立証して裁判所への意見書の提出などを通じて支援してきました。今回、あらたに、玉造クリーンセンターからのセシウム粉塵漏れを確認するような調査結果を新たに得ることができました。最新の調査結果を紹介します。

【調査の目的】

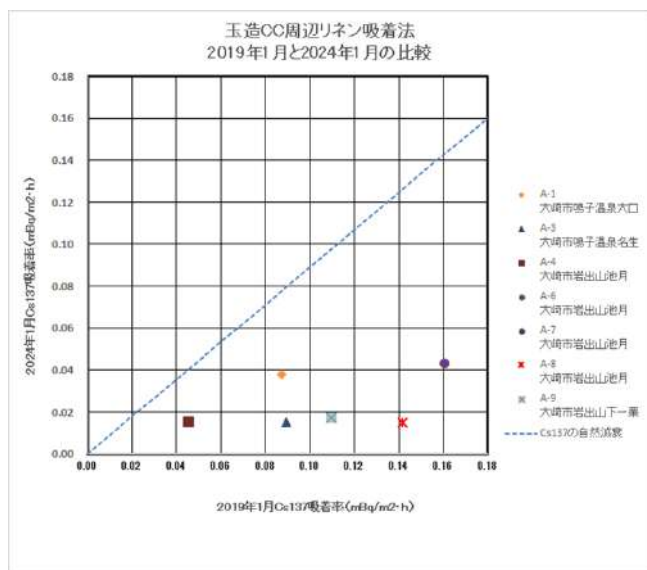
玉造クリーンセンターは2022年3月で稼働停止した。そのため、その前後でのリネン吸着法結果を調査することにより、玉造クリーンセンターからのセシウム粉塵漏れがあったかどうかを再確認する

【調査方法と期間】

2018年10月～2019年1月に実施したリネン調査ポイントと同じポイントで、玉造クリーンセンター稼働停止後の変化を確認しました。今回の調査は2023年11月～2024年1月に実施しました。

【調査結果】

図は玉造クリーンセンター稼働停止前後のリネン吸着法結果を示します。図の横軸は2019年1月の各測定ポイントの結果です。



縦軸は2024年1月の同測定ポイントの結果を示します。青点線は2019年1月と2024年1月のセシウム137の自然減衰（半減期30.2年）を示し

ます。従って、青点線より下部の領域は、2019年より2024年の結果が減少した領域であり、上部の領域は上昇した領域でとなります。青点線上は2019年と2024年での結果が同一レベルであることを示します。

【考察】

- 測定した全ての点において、青点線より下部の領域にあります。このことは、玉造CCの稼働停止により全ての測定したで大気中セシウム粉塵濃度が減少したことを示しています。
- 2019年の結果（横軸）では0.04から0.16と測定ポイントにより大きな幅があります。一方で、2024年の結果（縦軸）では0.017~0.04程度と測定ポイントによる幅は減少しています。このことから、玉造CC稼働停止により、玉造CC周辺の大気中セシウム粉塵濃度はほぼ同レベルになったことを示します。
- 上記考察から、2019年においては、玉造クリーンセンターからのセシウム粉塵漏れが発生し、それが風の影響で流され、濃度の高い地点が発生したと言えます。
- 2024年には、玉造クリーンセンターからからのセシウム粉塵漏れが無くなったことにより、周辺一体で、大気中のセシウム粉塵は低いレベルで均一になったと判断できます。

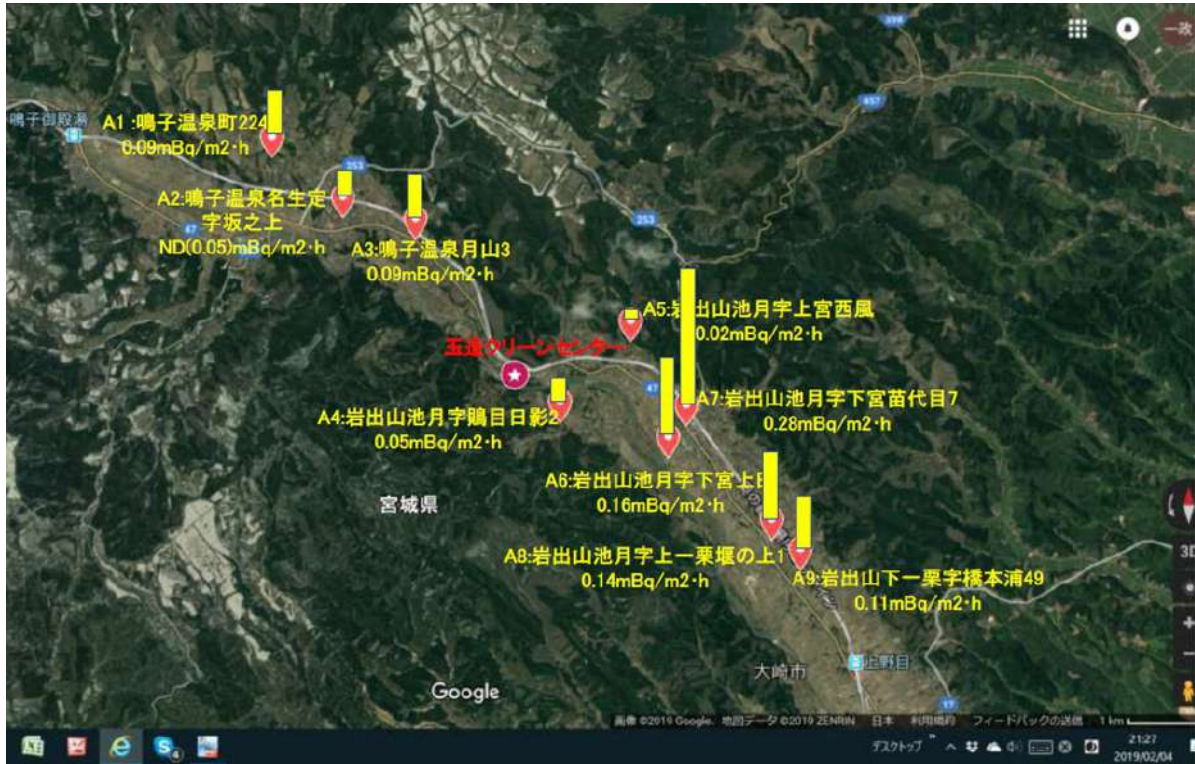
【結論と今後の課題】

今回の調査から、玉造クリーンセンターから明らかにセシウム粉塵漏れがあったことが確認されたといえます。

引き続き、春、夏の風のパターンでも調査を継続する予定です。

【参考】

2019年の調査の場所と数値の関係を次図に示します。



2019年1月玉造クリーンセンター周辺のリネン吸着法調査結果

大崎放射能ごみ焼却住民訴訟が控訴審第一回法廷で結審 放射能ばらまき反対の世論拡大で勝利判決を勝ち取ろう

1月25日、仙台高裁において控訴審の第一回法廷が開かれました。法廷冒頭で原告弁護団の松浦弁護士が控訴理由書を説明。第一審（以下原審）が形式的判断で原告主張内容にほとんど踏み込まず、門前払い判決であったことを批判しました。その上で矢ヶ崎克馬琉球大名譽教授と青木一政ちくりん舎副理事長の証人尋問申請をしました。「放射性微粒子の拡散により住民の平穩生活権が侵されている」という原告主張に対し、原審判決は環境省やICRPの主張を鵜呑みにして棄却。放射性微粒子の吸入による内部被ばくの危険性と、実際にそれが漏れているという多数の証拠について全く無視したため、高裁裁判官に、この一連の原告主張を是非とも理解してもらう必要があるからでした。小林久起裁判長はこれについて、被告側の意見を一応確認した後、「裁判所としても証人尋問は不要と考えている」と発言しました。一瞬、傍聴席からざわざわと驚きと落胆と怒りの混じった様な反応が起きました。すかさず原告弁護団が次々と発言、様々な観点から証人尋

問の必要性を述べました。裁判長はさすがにこのまま閉廷とは行かず、裁判官で合議するとして一旦法廷から退席。約30分近く異例に長い合議が続きました。その間、傍聴席からは不安や不満の声が飛び交いました。再度登壇した裁判長は再び「証人尋問の必要はないと考える」と発言。しかし発言はそれだけでは終わらなかった。裁判長は原告団側に向かって以下のような発言をしました。

-----本審としては、原審の様な形式的、外形的な判断枠組みは維持出来ないと考えている。除染特措法の8000ベクレルが事故直後の除染実施のための緊急避難的なものであった経緯や、地元住民との「申し合わせ」、「覚書」締結時は放射能が撒き散らされるという予想はつかなかった。「機能・設備等」と「等」の文言が入っている。被告側も煤塵が漏れていないとは主張していない。また原告側の証拠が十分提示されていることから、新たな判断枠組みで判決をしたい-----

この裁判長発言をどう見るべきか。単なるリップサービスか、それとも今年退官予定の裁判長が裁判を長引かせず自ら判決を書くとの意思表示か。予断はできません。

放射能ごみ焼却は「機能・設備」の変更ではないから「申し合わせ」違反には当たらない？！

原審判決は、地元住民との「申し合わせ」第4項にある「ごみ焼却場の機能・設備等を変更する場合は地元住民に事前に説明し合意を得るものとする」とありますが、放射能汚染ごみ焼却は「機能・設備」を変更する場合にあたらないとしました。ここで問題になるのが「等」の文字が抜けている点です。実は1989年の「申し合わせ」では「設備・機能等」となっていたが、2005年に地元行政区の代表者変更に伴い「申し合わせ」が再締結されました。その際、「等」の文字が抜け落ちたのです（その他の文言は全く同一であり、再締結時に事務組合側から特段の説明もありませんでした）。原審判決はこの「等」の文字が抜けていることに着目、放射能汚染ごみを焼却することが「設備・機能」の変更にあたらないと形式的に断じたのです。さらに重大な問題は「申し合わせ」の前文には「地元住民の環境を今後とも守る為、次のとおり申し合わせいたします」という文言が存在する点です。この前文は「申し合わせ」本文の各条項の解釈指針となる極めて重要な意義を持ちます。しかし原審では判決文で意図的にこの文言を記載しませんでした。その上で原判決は異常なまでに「機能・設備」であり「機能・設備等」ではないと繰り返し、本件焼却が第4項に当たらないと形式的に判決したのです。

セシウムは「覚書」の「重金属物質」に該当しないから問題ない！？

焼却灰最終処分場の水利組合との覚書2条では環境や水質、ひいては人の健康を守る見地から、前段で本件最終処分場に搬入する一般廃棄物は、環境汚染や水質汚染のおそれのない焼却灰や災害等の残材等に限定しました。その上で、「その他水質汚染のおそれのある重金属物質を含む廃棄物」の搬入禁止を明記したのです。つまり、本件覚書2条は、本件最終処分場へ搬入される一般廃棄物は環境汚染や水

質汚染のおそれのないものであることを当然の前提としているのであり、「重金属物質」はその例示と理解するのが自然でかつ合理的な解釈です。ここでも原審は覚書の趣旨、目的を無視し、もっぱら形式的な判断で原告の訴えを退けたのです。

除染特措法の8000Bq/kgを都合よく拡大解釈

原判決は除染特措法に定める8000Bq/kg以下の汚染物は一般廃棄物と同等の扱いであることを根拠としています。一方で廃棄物処理法は「廃棄物」の定義から「放射性物質及びこれによって汚染されたもの」を除外しており、実質的に炉基法で定める100Bq/kgが放射性物質にあたらないクリアランスレベルとして現在の法体系でも生きています。除染特措法は福島原発事故後の緊急状況に対処するために環境基本法等の改正を待たずに除染などの緊急措置をするために定められたものです。これにより放射能汚染廃棄物処理にダブルスタンダードが生じているのが実態です。除染特措法は第5条で施行三年経過後に施行後の状況の検討と所要の措置を講ずることを明記しています。しかし政府はまともな見直しや検討をしていないばかりか、汚染土を「再利用」可能などと拡大解釈しているのが実態です。原判決は、この事情を一切考慮せず、特措法の規定のみを適用し判断しています。

バグフィルタからのセシウムを含む微小粉塵漏れは明らか

フクロウの会放射能測定プロジェクトとちくりん舎は試験焼却時点から地元住民と連携してバグフィルタからのセシウム微小粉塵漏れの事実を明らかにしてきました。その概要は以下のようなものです。

(1) 2018年試験焼却時に、対象の三焼却炉周辺でリネン吸着法による調査を実施。いずれも風下2km付近に最大濃度地点が現れること、秋、冬と夏の風向きの変化に応じて最大着地濃度地点が焼却炉を挟んで反対側に移動することを明らかにしました。

(2) 2021年春に西部玉造クリーンセンター周辺住民の尿検査を実施。風下2km地点のエリアでの24時間尿中セシウム量が他エリアに比べ多いことを明らかにしました。これにより排ガス中のセシウ

ム微小粉塵を吸入することで住民の内部被曝レベルが上昇していることを明らかにしました。

(3) 稼働中の焼却炉で環境省の定めた公定法の時間延長で検出下限を下げて測定することを提案。裁判所もこれを認め、2021年11月に実測定を実施。被告側が論拠とする国立環境研の大迫政浩氏らの論文の3倍から12倍程度のばいじん漏れがあることを立証しました。セシウムは不検出となったが、これは一般ごみとの混焼によりセシウム濃度が想定より極めて低かったことによります。公定法ではおおよそ300日以上連続サンプリングしないと検出できないことも明らかになりました。

(4) 国立環境研の報告ではセシウムは煤塵粒子の表面に付着していることを明らかにしています。バグフィルタにはセシウムのみを補足する機能はないことから、煤塵漏れが重量で検出できたことはセシウムが粒子表面に付着した煤塵が漏れていることを意味することを明らかにしました。

(5) 2021年3月に老朽化により稼働停止した玉造クリーンセンターの住民(2)の被験者を対象として、再度尿検査を実施。その結果、被験者の約8割が概ね30%程度低下していることを明らかにしました。これは明らかに同センター排ガスによ

る追加的なセシウム吸入が無くなった効果ができていると考えられます。

(6) さらに、本号3p記事で明かにしたように、2022年3月玉造クリーンセンターの稼働停止、閉鎖により2024年における玉造CC周辺のリネン吸着法調査では、全ての測定ポイントで2019年調査の結果より大幅に低い値く、測定ポイント間のばらつきも少なくなりました。これは明らかに、玉造CCからセシウム粉塵が2022年まで周辺に漏れ続けていたことの疑いようのない確証となりました。

汚染土「再利用」反対運動など放射能ばらまきを止める世論形成で勝利判決を勝ち取ろう

原告弁護団はこの裁判長発言を受け、争点と主張の整理をした書面を提出することを提案、判決は6月6日15時と決定しました。汚染土「再利用」実証事業が発表された新宿御苑と所沢市では住民の反対運動が起こっています。これらの運動と連携し政府の放射能ばらまき政策に反対するより広範な世論を形成してゆくことで、勝利判決に結び付けたいと考えます。



仙台高裁前の集会で挨拶する草場裕之弁護士

ちくりん舎の測定データから

昨年末、帰還困難区域で避難指示が解除された浪江町の方から身のまわりのものの測定依頼をから受け測定を行いました。過去にも同地区でのいくつかの測定を行ったので、以下抜粋し簡単な検討を行ってみました。

この地域は事故直後から帰還困難区域に指定され立ち入り禁止とされていました。しかし復興の名の

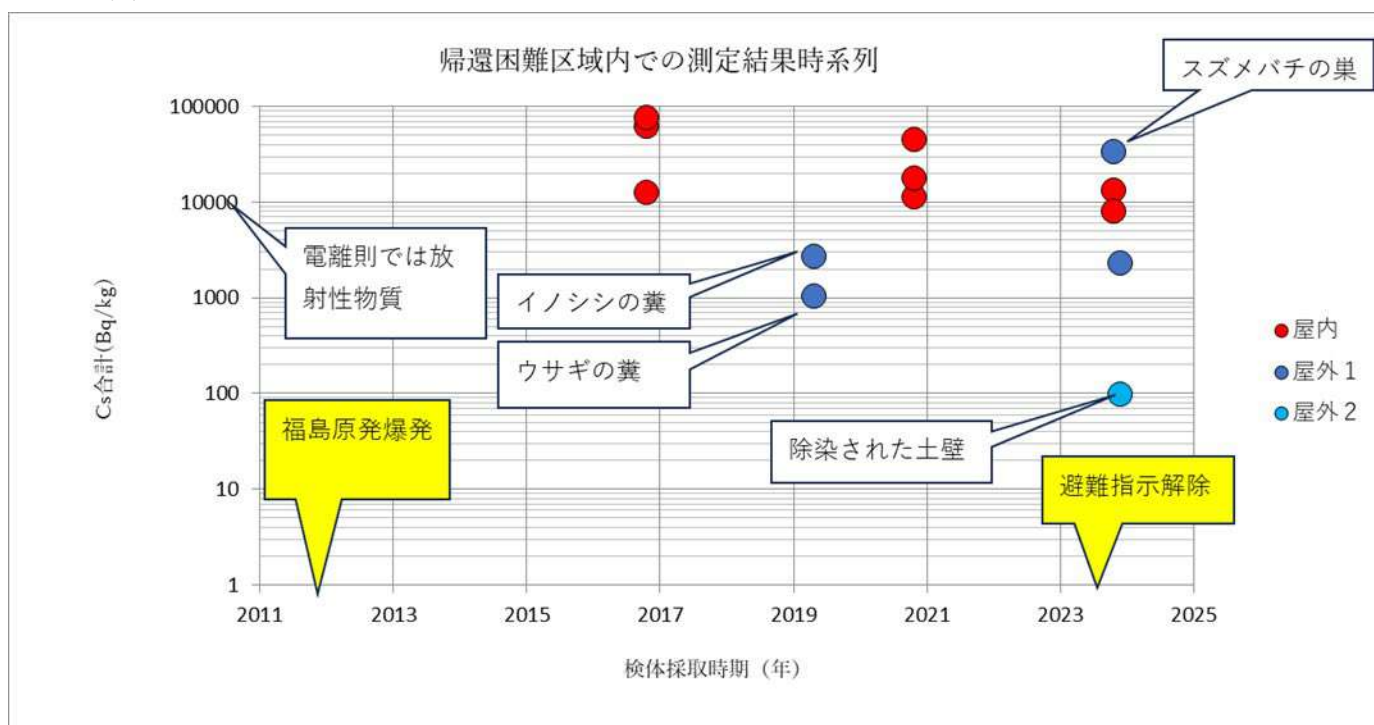
もとに一部を「特定復興拠点区域」として生活空間（住宅、道路など限られた部分）の除染を行い2023年3月に避難指示が解除されバリケードが撤去されました。

ちくりん舎で測定した抜粋を以下の表に示します。

検体名称	種類	検体採取年	検体採取月	Cs134 測定値(*1)	Cs134 誤差範囲 (2σ)	Cs137 測定値(*1)	Cs137 誤差範囲 (2σ)	Cs合計 (Bq/kg)	備考
<屋内>									
換気扇フィルター	福島県双葉郡	2016	10	7900	±1200	55000	±7800	62900	浪江町民家（避難後使用していない）
換気扇フィルター	福島県双葉郡	2016	10	1800	±340	11000	±1700	12800	浪江町民家（避難後使用していない）
換気扇フィルター	福島県双葉郡	2016	10	9800	±1400	67000	±9400	76800	浪江町民家（避難後使用していない）
ホコリ（床）	福島県双葉郡	2023	10	180	±47	13000	±1900	13180	浪江町民家（避難後使用していない）
ホコリ（テーブル上）	福島県双葉郡	2023	10	不検出(140)		8100	±770	8000 (*2)	浪江町民家（避難後使用していない）
ハウスダスト	福島県双葉郡	2020	10	480	±110	11000	±1800	11480	浪江町民家の掃除機ゴミ①
ハウスダスト	福島県双葉郡	2020	10	680	±130	17000	±2600	17680	浪江町民家の掃除機ゴミ②
ハウスダスト	福島県双葉郡	2020	10	1800	±350	43000	±6700	44800	浪江町民家の掃除機ゴミ③
<屋外1>									
ウサギ（糞）	福島県双葉郡	2019	4	87	±27	950	±17	1037	浪江町津島付近で採取
イノシシ（糞）	福島県双葉郡	2019	4	190	±35	2500	±380	2690	浪江町津島付近で採取
スズメバチの巣	福島県双葉郡	2023	10	520	±110	33000	±5000	33520	浪江町民家（避難後使用していない）
サル（糞）	福島県双葉郡	2023	12	39	±9.5	2300	±40	2339	浪江町津島付近で採取
<屋外2>									
蔵の土壁	福島県双葉郡	2023	12	4.3	±1.6	93	±18	97.3	*被災後2度除染 取り壊し

注*1：測定値は検体採取日基準 注*2:Cs合計の同時に測定したほこりのセシウム比を使い算出

これを時系列でプロットしてみますと下図のようになります。



測定データをみての考察

1. (屋内) 住人は避難中であり、掃除はできなかったため屋内のハウスダスト、ほこりからは電離則では放射性物質とされる1万ベクレル/kgを超える濃度のセシウムが検出されました。このセシウムは多くは事故直後のものがそのまま置かれていたものと考えられますが、事故直後のプルーム汚染の凄さを想起させます。そしてそれが、13年後の現在まで物理法則にしたがい放射線を出し続けながら減衰していることが想像されます。

2. (屋外1)

一方、屋外はスズメバチの巣、野生動物の糞から1000ベクレル/kgを超えるセシウムが検出されました。

サルの例でとってみますと $2339\text{Bq/kg} \times 0.45\text{kg}$ (検体重量) = 1051Bq のセシウムが含まれていました。

体内から糞へのセシウム量はの移行率をヒトの経口摂取 (0.004~0.005*) と同じと仮定

すると21万 ($1051 \div 0.005$) ~ 26万 ($1051 \div 0.004 = 262,750$) Bq ものを取り込んでいたことになります。

* 放医研シミュレーション

3. (野外2)

これは、2度除染された蔵の土壁で表面に付着したセシウムが洗い流されたためたためたと比べれば1桁低い値です。

このようなデータを眺めると、もう忘れ去られようとしている放射能汚染がまだまだ続いており、それを薄めてばらまくという政府の政策に憤りを感じます。



ちくりん舎 会員募集中

測定・事務スタッフ (ボランティア) も募集中!

ちくりん舎では会員・賛助会員を募集しています。メールまたは電話、FAXでお問い合わせ下さい。

●正会員

団体会員/年会費 1 口 10,000 円
(何口でも)

個人会員/年会費 3,000 円

ちくりん舎の運営に関わり、ちくりん舎を支えていただく団体、個人です。

●賛助会員

年会費 1 口 1,000 円 (何口でも)

ちくりん舎の趣旨に賛同して支えていただく方々です。ちくりん舎のニュースレター、イベント案内等の情報が受け取れます。

カンパも随時受け付けております。
市民放射能監視センター口座

●ゆうちょ銀行

振込口座: 00150-5-418213 / 加入者名: 市民放射能監視センター / シミンハウシャノウカンセンター

●他行からの振込の場合

店名: 〇一九 (ゼロイチキュウ店) / 預金種目: 当座 / 口座番号: 0418213

Web サイトにてお待ちしております。

Web サイト アドレス:
<http://chikurin.org/>

